

# 重要事項説明書

(みかたはら介護老人保健施設通所リハビリテーション)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業者の名称	みかたはら介護老人保健施設通所リハビリテーション
事業者の所在地	静岡県浜松市中央区三方原町 675-6
法人種別	医療法人社団東医会
代表者名	渡辺 基
電話番号	053-438-5886

## 2 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		利用定数	基準該当サービス
施設	老人保健施設	100人	該当
居宅介護支援事業		40人	該当

## 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、要支援、要介護者等に対し適切な通所リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。
施設運営の方針	当施設にあつては、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が送れるよう看護、介護、及び機能訓練その他必要な医学的管理を行う。また、介護者の負担を軽減するよう入浴等のお世話や、介護指導など利用者、介護者が共に永く、安全かつ安心して居宅で療養生活が送れるよう支援していきます。 サービスにあつて知りえた個人情報については細心の注意を払い、漏洩しないように努めます。 (ただし、サービス担当者会議に於いては個人情報を利用させていただく場合がありますが、その場合にはその場合の同意をこの重要事項の説明の署名を持って同意を得たものとさせていただきます。)

## 4 施設の概要

### (1) 建物

建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建(耐火建築)の1階部分	
	延べ床面積	1565.97㎡(総床面積 4292.36㎡)	
	利用定員	1単位 40名	

### (2) 専用の部屋

ダイニング 食堂	部屋数	面積	1人あたりの面積
	1	123.57㎡内法	3.08㎡内法

### (3) その他主な設備(老人保健施設と共用)

設備の種類	数
機能訓練室	1室
一般浴室	1室
機械浴室	特殊浴槽1台
便所	3箇所
診察室	1室

## 5 職員体制(主たる職員)

従業者の職種	職務内容
医師	通所者の健康管理を行います。
介護職員	通所中の身の回りのお世話レクリエーションの実施等を行います。
看護職員	医師の指示に基づく診療の補助、バイタルチェック、リハビリ、レクリエーション及び必要な看護介護を行います。
理学療法士等	心身の状態に応じた機能訓練の立案と、実施、集団体操等を行います。

## 6 営業日および営業時間

営業日	年始を除く毎週、月曜日～土曜日
営業時間	8時30分～17時
サービス提供時間	1単位 Am9:20～Pm3:30 ※上記、提供時間については、個々の送迎計画によって開始時間、終了時間の変更があります。

## 7 サービスを提供する通常の実施地域

中央区・浜名区の区域

## 8 通所リハビリテーションサービスの概要

介護保険給付サービス

利用料金につきましては、指定居宅支援事業者により作成された、利用票の通りであります。

種類	内容	利用料
通所リハビリテーション	・要介護1 ・要介護2 ・要介護3 ・要介護4 ・要介護5	715単位/日 850単位/日 981単位/日 1,137単位/日 1,290単位/日
食事の介助	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(ただし、食材料費は給付対象外です。) ・食事は明るい雰囲気のある食堂でとっていただけるように配慮します。 (食事時間) 11:30～12:30	食費・おやつ代の600円がかかります。
排せつの介助	・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。	基本利用料金に含まれます。
入浴の介助	・利用者の状況に応じてご希望により一般浴での入浴介助または機械浴を行います。	入浴介助加算40単位/回 (一般浴・機械浴ともに同額です)がかかります。
機能訓練	・理学療法士による通所者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。	基本利用料金に含まれます。

種類	内容	利用料
リハビリマネジメント	利用者の状態や生活環境等を踏まえた計画の作成、適切なりハビリテーションの実施、評価、計画の見直しを行い、質の高いリハビリテーションを提供することを評価する	リハビリテーションマネジメント加算(イ) 開始日から6月内 560単位/月 開始日から6月超 240単位/月
健康管理	・看護職員により血圧測定、体温測定、等のバイタルチェックを行い、急な状態の変化には、医師による診察が受けられます。	基本利用料金に含まれます。
相談および援助	・当施設は、通所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。	地域区分7級地(浜松市)として地域加算率(10.17)を乗じた1割~3割が自己負担となります。
送迎	・通所者の心身の状態に応じた安全送迎の体制を整えています。	送迎を実施しない場合は片道47単位を減算する
処遇改善	介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります。	通所リハ処遇改善加算V13は、基本料金と加算を加えた単位数に加算率3.8%を乗じた分

## 9 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用当日	無料
利用前日まで	無料

## 10 苦情等申立先

事業所のご利用相談室	窓口担当者	重要事項説明者
	ご利用時間	毎日午前8時30分~午後5時
	ご利用方法	電話 053-438-5886 面接 電話予約してください。

この他、浜松市や国民健康保険団体連合会窓口、各区役所に苦情の申立てができます。

浜松市	担当窓口	介護保険課
	電話番号	053-457-2374
国民健康保険団体連合会	担当窓口	苦情相談窓口
	電話番号	054-253-5590
中央福祉事務所 長寿支援課	中央区役所内	053-457-2324
	東行政センター内	053-424-0184
	西行政センター内	053-597-1119
浜名福祉事業所 長寿保険課	浜名区役所内	053-585-1122
	北行政センター内	053-523-1144
天竜区福祉事務所	天竜区役所内	053-922-0065

## 11 協力医療機関

協力病院	名称	聖隷三方原病院
	管理者	荻野 和功
	所在地	静岡県浜松市中央区三方原町 3453

協力病院	名称	浜松赤十字病院
	管理者	奥田 康一

	所在地	静岡県浜松市浜名区小林 1088-1
協力歯科	名称	グリーンデンタルクリニック
	開設者	伊藤 真吾
	所在地	静岡県浜松市中央区三方原町 1408-3

## 12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「みかたはら介護老人保健施設の消防計画及び地震防災応急計画」にのっとり対応を行います。			
訓練等	別途定める「みかたはら介護老人保健施設の消防計画及び地震防災応急計画」にのっとり、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、通所者の方も参加して実施します。			
介護老人保健施設と共通	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	非難階段	2箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。				

## 13 当施設ご利用の際に留意いただく事項

喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	すべてのものに記名をお願いいたします。
現金等の管理	原則として現金は必要ありませんので、貴重品はお持ちにならないで下さい。
宗教活動・政治活動	施設内で他の通所者もしくは入所者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

付則 この重要事項の実施は令和6年1月1日よりとする。

この重要事項の実施は令和6年2月1日よりとする。

この重要事項の実施は令和6年6月1日よりとする。

令和 年 月 日

(事業者)

通所リハビリテーションの提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県浜松市中央区三方原町 675-6

名称 みかたはら介護老人保健施設通所リハビリテーション

説明者

(利用者)

この説明書により、通所リハビリテーションに関する重要事項の説明を受けました。

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名